

## 平成 29 年度 保健福祉部の重点方針

### 1 基本方針

東日本大震災の発生以降、保健福祉部では、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復、応急仮設住宅による住まいの確保に取り組むとともに、仮設住宅サポートセンターを拠点とした被災者の見守り等の活動、応急仮設住宅及び災害公営住宅における健康調査、地域コミュニティを通じた地域の支え合い体制の形成支援や心のケア対策などの活動を通じて、被災者の健康維持等を目的とした生活支援に全力で取り組んできました。

また、震災からの迅速な復興を着実に進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「安心と活力に満ちた地域社会づくりの推進」等にも力を入れて取り組んできました。

こうした取組の結果、我が国で約 37 年ぶりとなる医学部の新設、救急医療体制の充実に資するドクターヘリの運航開始、被災した石巻市立病院の再建、重症心身障害児者の在宅生活を支援する医療型短期入所病床の確保、拓桃医療療育センターと県立こども病院との一体的な機能連携を実現したことに加え、県内の保育所等の定員については、平成 24 年度からの 5 年間で約 1 万人増加したほか、介護事業所の働きやすさの取組に対する認証制度の構築や中高生に向けた介護の仕事の魅力の発信等の人材確保対策の実施、高齢化の進展に対応した全県的な地域包括ケアシステムの推進など、創造的復興の実現に向けて播いた種が着実に育ってきています。

一方で、応急仮設住宅には、いまだ 2 万人を超える被災者が入居しているなど、震災からの復興には、なお時間を要することから、保健福祉部としては、被災者の生活環境と心身の状況の変化に対応しながら、引き続き、応急仮設住宅や災害公営住宅等で生活する被災者の健康的な生活の確保を最優先に、医療・福祉サービス提供体制の確保や被災市町と連携した見守り活動、健康調査等を通じた健康支援、子どもから大人までの切れ目ない心のケアなどの生活支援に取り組み、被災者が安心して暮らせるための取組を推進します。

また、復興後を見据えて、保健・医療・福祉分野の連携による地域包括ケアシステムを全県的に推進し、関係機関、団体等が一体となって地域で支え合う仕組みの具体化に向けた事業を促進するとともに、介護サービスや障害福祉サービスの提供体制の整備、子育て世代に対する経済的支援や保育所等利用待機児童の早期解消等の宮城の将来を担う子どもたちへの支援の拡充を着実に進め、震災からの復興とともに「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向け必要な取組を推進していきます。

## **2 最 重 点 項 目**

### **■医療・福祉人材の育成・確保**

職場環境の改善による医療・介護職の離職防止に向けた取組を総合的に推進するほか、全県においてより多くの医師・看護師・薬剤師等の医療従事者や、保育人材、高齢者・障害者福祉に係る介護人材の育成・確保に取り組むとともに、これらの人材の地域的な偏在の解消に向けて取り組みます。

### **■困難を抱える県民を共に支える社会づくり**

被災者支援で培った経験を活かし、共に助け合う地域社会づくりを進め、困難を抱えている県民が将来にわたって安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。特に、子育て世帯への経済的支援、ひとり親家庭の自立支援、貧困の連鎖を断ち切るための支援や、障害者の地域生活を支えるための支援等を拡充し、様々な社会資源とのネットワークを強化していきます。

### **■誰もが活躍できる社会の推進**

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての県民が地域や職場などで、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを実感できる社会の実現に向けて取り組みます。

### **3 重点項目**

#### **3-1 東日本大震災への対応**

##### **(1) 被災者の生活環境の確保**

応急仮設住宅については、引き続き必要な住宅を確保し、適正な維持管理を行っていきます。また、応急仮設住宅の供与が終了する入居者に対しては、再建先となる民間賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、高齢者、障害者やひとり親世帯などの住宅確保を支援するほか、転居支援センターを設置し、自立再建に課題を抱える方々の円滑な転居に向けた相談に応じるなど、安心して生活できる住まいの確保を支援していきます。

被災者の生活支援については、被災市町の仮設住宅等サポートセンターを支援拠点として、引き続き見守りなどの支援を行います。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいきます。

##### **(2) 安心できる地域医療の確保**

長期化する応急仮設住宅等での生活や、災害公営住宅への転居後等の環境変化に伴う健康問題の発生が懸念されているため、市町村と連携した健康調査を実施し、必要な支援につなげていきます。また、専門職による健康相談や訪問活動、被災市町が行う健康診査等を支援します。

地域医療の復興については、気仙沼市立病院や女川町保健センターの新築を支援するほか、救急医療体制の整備や、基幹災害拠点病院である仙台医療センターの機能強化等を進めていきます。

また、医療機関の再開に向け課題となる医療従事者の確保対策を継続して実施するとともに、東北医科薬科大学医学部については、創造的復興の実現に向けた最重要施策として、施設整備への支援を行うとともに、医学生への貸付原資の拠出を行う等により、今後とも必要な支援を行っていきます。

##### **(3) 未来を担う子どもたちへの支援**

被災した子どもたちの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策

を総合的に実施するとともに、子どもの心のケアについては、子ども総合センター、みやぎ心のケアセンター、市町村が連携し、子どもから大人までの切れ目ない心のケアに取り組み、被災児童やその親、支援者への支援等を行っていきます。

特に、震災で親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、未就学児に対する援助を引き続き行うとともに、安定した養育環境を確保するため、里親等の養育者に対する支援を行います。

さらに、震災後の人口減少に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行う市町村の取組への助成を行い、地域の実情に応じた少子化対策を支援します。

#### **(4) だれもが住みよい地域社会の構築**

被災者の心の問題への対応については、自死やアルコール関連問題等に長期的に対応する必要があることから、みやぎ心のケアセンターを中心として、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所が連携した取組を推進するとともに、精神科病院や市町村が実施する心のケアに関する訪問支援等の取組を支援します。

さらに、高齢者や障害者に対する福祉サービス提供体制の復旧を図るため、被災市町のまちづくりに合わせ、被災した社会福祉施設の事業再開を支援するほか、被災地の介護人材の確保・定着を図るため、気仙沼圏域をモデルとした介護人材の確保対策に取り組むとともに、沿岸部における介護職員の就労環境整備を支援していきます。

## 3-2 宮城の将来ビジョン関連施策の推進 「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の推進等

### (1) 子どもを生き育てやすい環境づくり

少子化対策については、県民総参加による「子育て支援を進める県民運動」を実施し、結婚から妊娠・出産・育児までの「切れ目ない支援」を実施します。

特に、子育て世帯に対する支援として、乳幼児医療費助成の対象年齢を拡大するほか、小学校入学準備支援を新たに行うとともに、民間金融機関と協力して子育て家庭を支援する新たな融資制度を創設することにより、経済的負担の軽減を図っていきます。

また、保育所等利用待機児童の早期解消については、待機児童解消加速化プランに基づき、保育所等の整備を支援していくことに加え、民間活力を活用した事業所内保育施設等の整備に新たに取り組めます。さらに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育士修学資金制度等の取組を推進し、保育人材の確保に努めます。

施設や里親等のもとで養育されている児童については、新たに生活・就業相談体制を構築して自立の促進を図るほか、家庭的養護の推進や家族の再統合を支援する取組を強化します。ひとり親家庭については、自立した生活ができるよう、引き続き支援を強化します。児童虐待の防止のために、関係機関のより一層の連携・協力を図るとともに、児童相談所の権限強化に対応したサポート体制を強化していきます。

### (2) 安心できる地域医療の充実

安全で良質な医療提供体制を整備していくため、「第6次宮城県地域医療計画」に基づく取組を進めていくとともに、平成28年11月に策定した「宮城県地域医療構想」により、適切な医療や介護を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくために必要な対応を進めていきます。

また、平成30年度を始期とする「第7次宮城県地域医療計画」を策定し、県民が安心して医療を受けられる体制の構築を目指します。

地域医療の更なる充実を図るため、医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の確保・育成、周産期・小児医療従事者の確保支援等を実施するとともに、高齢化の進展に対応した在宅医療サービス提供基盤の充実や介護・福祉サービスとの連携を推進し、県内の医療提供体制の整備を進めます。

特に、救急医療については、ドクターヘリの運用に必要となる支援や各地域の救命救急センターの運営支援等のほか、これまで実施してきた小児救急電話相談事業に加え、新たに大人版の救急電話相談事業を実施し、初期・二次・三次の各救急医療体制の整備を促進していきます。

さらに、県北地域の医療体制を将来にわたって維持・充実していくため、循環器・呼吸器病センターの医療機能の移管に向けて、栗原市内への結核医療提供施設の設計等を進めていきます。

また、がん登録事業の推進等の総合的ながん対策を進めるとともに、新たに感染症による健康危機管理事案の発生に備えた広域的な感染制御体制の整備に取り組みます。

平成30年度からの市町村国民健康保険運営の都道府県単位化については、県内の統一的な国保運営方針の策定や、標準保険料率の決定など、市町村と連携しながら、制度移行が円滑にできるよう準備を進めていきます。

### (3) 生涯を豊かに暮らすための健康づくり

県民の健康づくりについては、平成24年度に策定した「第2次みやぎ21健康プラン」の中間評価と目標の見直しを行うほか、健診データ等を活用して地域の健康課題を分析し、科学的根拠に基づいた生活習慣病の予防と重症化対策に取り組みます。

また、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を基盤として、企業等に向けて健康経営の概念の啓発を行うとともに、大型商業施設等と連携して、県民の健康づくりをサポートする拠点を新たに設置するほか、幼児期からの健康づくりを総合的に推進し、全ライフステージを通じた切れ目のない健康応援体制づくりに取り組みます。

自死対策については、平成28年度を終期とする「宮城県自殺対策計画」に基づく取組により、着実に自殺死亡率が低下していることから、新たに次

期計画を策定し、市町村や民間団体等と連携した自死予防対策に継続して取り組みます。

#### (4) 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

「第6期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、医療・介護の連携や地域での支え合い体制づくりを進めるとともに、高齢化が進む災害公営住宅等を含む既存の集合住宅における介護機能構築に向けた検討を行うなど、様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケア体制の構築を県内全域で推進します。

また、平成30年度を始期とする「第7期みやぎ高齢者元気プラン」を策定し、高齢者が安心して生活できる社会の実現を目指します。

介護人材の確保定着については、多様な人材の参入促進、職員の資質向上、労働環境・処遇の改善の3つの柱に基づき取組を進めます。具体的には、意欲ある高齢者や外国人の介護業務への参入促進、介護離職者の再就職支援、若年者等の雇用拡大を支援するとともに、介護現場の職場環境の改善に資する介護支援機器の導入に対し補助を行うほか、介護事業所の経営者に向けてマネジメント能力の向上と介護職員の離職防止を図るための取組を進めるなど、関係団体と連携して、介護人材の確保を推進していきます。

喫緊の課題である特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けては、介護施設等の整備を積極的に推進するとともに、介護保険制度の適正な運営、認知症地域ケアの推進等を継続して進めていきます。

#### (5) 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

障害児者への支援については、障害者施策の基本的指針である「みやぎ障害者プラン」を改訂し、合わせて、平成30年度を始期とする「第5期宮城県障害福祉計画」を策定し、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に進め、障害があっても安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

特に、地域において自立した生活を送ることができるよう、グループホームや地域生活を支援する多機能拠点の整備を促進するとともに、障害者の一般就労に向けた取組を強化し、障害者が働き続けることができる環境を整備していきます。

また、医療的ケアを必要とする障害児者への支援の充実を図るなど、重症心身障害児者等の地域生活を支える体制づくりを進めるとともに、発達障害児者への支援体制の拡充、精神科救急医療体制の充実・強化を図ります。

県立社会福祉施設のうち、船形コロニーについては、県全域のセーフティネットの役割を引き続き担っていくため、建替に係る基本設計・実施設計等を進めていきます。また、老朽化が進む視覚障害者情報センターについて、引き続き建替に向けた検討を行います。

#### (6) 安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実

地域福祉の充実については、「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」に基づく取組を進めるとともに、見守りなどの被災者支援で培ったノウハウを活かした宮城型の地域支え合い体制を構築することを目指し、地域福祉の中心的な役割を果たすコミュニティソーシャルワーカーの養成に取り組むほか、主要な担い手である民生委員や社会福祉法人等の活動支援に取り組めます。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、子どもの学習支援事業や「子ども食堂」の立ち上げに対する支援などに取り組むとともに、生活困窮者に対して食料を提供するフードバンク活動への補助のほか、生活困窮者が困窮状態からの早期脱却を図れるよう自立に向けた支援を行います。

災害に対する備えとして、災害発生時に高齢者などの支援を要する方が必要な福祉的支援が受けられるよう県内の福祉の専門職員等を被災市町村に派遣するための「災害福祉広域支援ネットワーク」を関係団体等と連携して早期に構築します。